

製薬企業における  
個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン

平成 17 年 1 月制定  
平成 21 年 2 月 20 日改訂  
平成 29 年 5 月 30 日改訂

日本製薬団体連合会

## はじめに

近年、個人情報を経営活動の様々な場面において利用する動きが活発になってい  
ます。その一方、様々な企業や団体において、個人情報が流出・漏えいする事例も頻発  
いたしました。平成 15 年（2003 年）5 月に、個人情報保護関連 5 法案が国会において  
可決・成立し、その基本となる「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）は、  
平成 17 年（2005 年）4 月 1 日に全面施行することが決まっています。

同法は、個人情報の取扱いに関する基本理念を定め、事業者が個人情報を取り扱う  
際に遵守すべき義務として、利用目的の特定・公表、利用目的範囲逸脱の禁止、適正  
な取得、正確性の確保、安全管理措置、第三者提供の制限等を規定しており、事業分  
野を問わず、企業各社においては、同法の内容を正確に把握し、個人情報の取扱いに  
ついての社内体制の整備、役員、社員等への教育等を図ることが喫緊の課題となっ  
ています。

日薬連加盟団体を構成する企業におかれましては、個人情報保護法を遵守すべく体  
制整備を進めていただきたいと思います。法に反する個人情報の収集は行わず、保有  
する一人ひとりの個人情報を大切に取り扱い、漏えい防止体制を整備し、ステークホ  
ルダーの期待、社会の期待に如何に答えていくかを各社考え抜くことが、個人情報保  
護の確立につながります。

社員一人ひとりに、個人情報保護・尊重の考え方が十分に浸透するよう繰り返し呼  
びかけ、すべての役員、社員で分かち合うことが重要であります。法令や本ガイドラ  
インに則し、各社において、個人情報の適正な保護を推進されることを希望いたしま  
す。

末尾ながら、本ガイドラインの作成にあたりまして、厚生労働省のご指導・ご協力  
を得ましたこと、また弁護士高芝利仁先生のご監修を頂きましたことに対し衷心より  
お礼申し上げます。

平成 17 年 1 月

日本製薬団体連合会

会長 武田 國男

## ガイドラインの改訂にあたって

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が平成 17 年 4 月 1 日に全面施行されてから、早いもので 4 年を迎えようとしています。

会員各社におかれましては、この間、同法はじめその他関係法令・ガイドライン等に則り、社内体制の整備、役員・従業員等の教育、その他諸安全管理措置の実施などを通じて個人情報の適正な取扱いの確保に努められてきたことと存じます。

また、当会も平成 17 年 10 月に厚生労働大臣より認定個人情報保護団体としての認定を受け、同年 12 月には個人情報保護センターを設置し、個人情報の取扱いに関する苦情の処理、研修会等を通じた情報の提供など、会員各社における個人情報の適正な取扱いを確保すべく取り組んでまいりました。

ご存知のとおり、個人情報保護法は、その全面施行後も、各事業分野においてガイドラインの制定・改正がなされ、本年度（平成 20 年度）に入ってから、内閣府の「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更、「個人情報の保護に関する法律施行令」の改正がなされるなど、同法の施行状況や事業者による同法への対応状況を踏まえて法令・ガイドライン等の見直しが行われています。

そこで、当会ガイドラインも、そのような流れに沿って、初版発行（平成 17 年 1 月）から現在に至るまでの間に制定または改正された関係省庁ガイドライン等の内容、さらには製薬業界における個人データ漏洩事故等の発生状況も踏まえて内容を見直し、この度、ここに改訂を行いました。

会員各社におかれましては、この改訂ガイドラインを参考に、役員・従業員等関係者の個人情報保護の意識を再度喚起し直し、個人情報保護の体制をより堅固なものとしてくださるようお願いいたします。

平成 21 年 2 月 20 日

日本製薬団体連合会

会 長 竹中 登一

## ガイドラインの改訂にあたって

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が平成 17 年 4 月 1 日に全面施行されてから、個人情報をめぐる社会環境は大きく変化しました。情報通信技術の進展により、多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータを収集・分析することが可能となり、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきており、個人情報及びプライバシーに関する社会的な状況は大きく変化しています。また、情報通信技術の普及により、クラウドサービス等国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきています。これらの環境変化を踏まえ、平成 27 年 9 月 9 日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成 29 年 5 月 30 日に施行されます。

改正個人情報保護法のもとでは、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定、第三者提供時の確認・記録義務、外国にある第三者に対する提供についての規律及び匿名加工情報に関する規定の新設など、重要な変更が多数行われました。またこれに伴い、「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更、「個人情報の保護に関する法律施行令」の改正、「個人情報の保護に関する法律施行規則」の制定がなされたほか、個人情報取扱事業者に対する監督を一元的に行うこととなった個人情報保護委員会から改正法についてのガイドライン等が公表されました。

これを受けて、当会ガイドラインにつきましても、内容を見直し、この度、ここに改訂を行いました。また、当会も平成 17 年 10 月に厚生労働大臣より認定個人情報保護団体としての認定を受け、同年 12 月には個人情報保護センターを設置し、個人情報の取扱いに関する苦情の処理、研修会等を通じた情報の提供など、会員各社における個人情報の適正な取扱いを確保すべく取り組んでまいりましたが、改正法のもとでは認定個人情報保護団体に求められる役割が拡大しており、これに対応してまいります。

改正法のもとでは、改正前は個人情報取扱事業者に該当しなかった小規模な事業者についても、個人情報保護法に従った個人情報の取り扱いが求められます。会員各社におかれましては、この改訂ガイドラインを参考に、改正個人情報保護法に対応した社内体制を確立して下さるようお願いいたします。

平成 29 年 5 月 30 日

日本製薬団体連合会

会 長 多 田 正 世

# 目 次

はじめに

ガイドラインの改訂にあたって

ガイドラインの改訂にあたって

	頁
I. 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方	6
1. 本ガイドラインの趣旨	6
2. 日薬連による個人情報保護への取組み	6
3. 本ガイドラインの対象とする「事業者」	6
4. 責任体制の明確化と相談窓口の設置等	7
5. 本ガイドラインの見直し	7
6. 本ガイドラインの発効	7
II. 用語の定義等	8
1. 個人情報（法第2条第1項、第2項）	8
2. 要配慮個人情報（法第2条第3項）	10
3. 個人情報データベース等（法第2条第4項）、個人データ（法第2条第6項）	10
4. 個人情報取扱事業者（法第2条第5項）	11
5. 保有個人データ（法第2条第7項）	11
6. 匿名加工情報（法第2条第9項）	11
7. 匿名加工情報取扱事業者、匿名加工情報データベース等（法第2条第10項）	12
8. 本人の同意	12
III. 事業者の義務等	13
1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）	13
2. 利用目的の通知等（法第18条）	16
3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）	19
4. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）	23
5. 個人データの第三者提供（法第23条）	29
6. 外国にある第三者への提供（法第24条）	32
7. 第三者提供時の記録・確認等（法第25条、第26条）	36
8. 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条）	47
9. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第28条）	49
10. 訂正及び利用停止（法第29条、第30条）	51
11. 開示等の請求等に応じる手続及び手数料（法第32条、第33条）	53
12. 理由の説明、苦情処理（法第31条、第35条）	55

IV. 匿名加工情報取扱事業者等の義務	56
1. 匿名加工情報	56
2. 匿名加工情報の適正な加工（法第36条第1項）	57
3. 匿名加工情報等の安全管理措置等（法第36条第2項、第6項、第39条関係）	61
4. 匿名加工情報の作成時の公表（法第36条第3項関係）	63
5. 匿名加工情報の第三者提供（法第36条第4項、第37条）	65
6. 識別行為の禁止（法第36条第5項、第38条関係）	67
【別表1】 日薬連における個人情報保護のための体制の概要	69
【別表2】 利用目的の例	70

# I. 本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方

## 1. 本ガイドラインの趣旨

本ガイドライン（「本G L」）は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号、以下「法」という。）に基づき、認定個人情報保護団体である日本製薬団体連合会（「日薬連」）として、加盟団体の会員たる事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための指針として定めるものである。

## 2. 日薬連による個人情報保護への取組み

日薬連は、「医薬品工業の健全なる発達並びに国民生活の向上に寄与する」ことを目的として、医薬品製造・販売業者等を会員とする業態別団体及び地域別団体により構成される連合会である。

日薬連は、個人情報保護センター設置規則、苦情処理規則を制定する等、必要な体制を整備し、平成17年9月、厚生労働大臣に対して認定個人情報保護団体としての認定申請を行い、同年10月20日付けで認定を受けた。

それ以降、日薬連は、個人情報保護センターを設置し、対象事業者における個人情報の取扱いに関する苦情の処理、研修会等による個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報の提供、その他個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を行っている。なお、日薬連の個人情報保護に向けた体制は、【別表1】のとおりである。

## 3. 本ガイドラインの対象とする「事業者」

日薬連は、医薬品製造・販売業者等を会員とする業態別団体及び地域別団体により構成する連合会であり、本G Lが対象としている事業者の範囲は、日薬連を構成する各団体及びその会員会社とする。

各事業者においては、法、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更、平成28年5月30日一部変更）、個人情報保護委員会のガイドライン等及び本G Lの趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに取り組む必要がある（法、ガイドライン等については個人情報保護委員会のウェブサイト <https://www.ppc.go.jp/>を参照）。

なお、法においての「個人情報取扱事業者」は、旧法の「個人情報取扱事業者」としての定義として設けられていた「識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても、5,000を超えない事業者（小規模事業者）は除く」という除外規定の適用がないため、日薬連を構成する各団体の全ての会員会社が個人情報取扱事業者に該当し、法に定める義務を負うことになる。旧法において義務を負っていなかった小規模事業者も、本G Lを遵守し、個人情報を適切に取扱い、安全管理措置をとる必要がある。

#### 4. 責任体制の明確化と相談窓口の設置等

事業者は、個人情報の適正な取扱いを推進し、漏えい等の問題に対処する体制を整備する必要がある。このため、個人情報の取扱いに関し、専門性と指導性を有し、事業者の全体を統括する組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施するものとする。

また、本人に対しては、取得時、利用開始時に個人情報の利用目的を説明するなど、必要に応じて分かりやすい説明を行うべきであるが、加えて、本人が疑問を感じた内容を問い合わせできる相談窓口等を確保することが重要である。

#### 5. 本ガイドラインの見直し

個人情報の保護に関する考え方は、社会情勢や国民の意識の変化に対応して変化していくものと考えられる。本G Lについても、必要に応じ、検討及び見直しを行うものとする。

#### 6. 本ガイドラインの発効

本G Lは、平成17年4月1日に発効するものとする。

本G Lは、平成21年2月20日に改訂され、同日より発効する。

本G Lは、平成29年5月30日に改訂され、同日より発効する。



## Ⅱ. 用語の定義等

### 1. 個人情報（法第2条第1項、第2項）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているか否かを問わない。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

また、「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は含まれない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報）。

#### 【「個人情報」とされる情報又はその可能性のある情報の例】

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師等医療関係者に関する情報
- ・ 薬局・薬店の経営者・従業員に関する情報
- ・ 医療関係者向け又は一般消費者向けのウェブサイトにおける登録者情報
- ・ 個人株主に関する情報
- ・ キャンペーン応募者、アンケート回答者の情報
- ・ 相談窓口への相談者の情報
- ・ 従業員、採用応募者、退職者、派遣社員等に関する情報
- ・ 官報、電話帳、職員録等に公表された個人の情報

「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）に定められた文字、番号、記号その他の符号をいう。

以下は個人識別符号に該当する。

- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列  
ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム一塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌  
顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様  
虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質  
音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様  
歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状  
手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの
- ト 指紋又は掌紋  
（指紋）指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

(掌紋) 手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

#### チ 組合せ

政令第1条第1号イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

## 2. 要配慮個人情報(法第2条第3項)

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)から(11)までの記述等が含まれる個人情報という。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること(政令第2条第1号関係)
- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果(政令第2条第2号関係)
- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと(政令第2条第3号関係)
- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと(犯罪の経歴を除く。)(政令第2条第4号関係)
- (11) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと(政令第2条第5号関係)

## 3. 個人情報データベース等(法第2条第4項), 個人データ(法第2条第6項)

「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順など)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態において

いるものも該当する。

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。

#### 4. 個人情報取扱事業者（法第2条第5項）

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

また、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当する。

なお、法人格のない、権利能力のない社団（任意団体）又は個人であっても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合は個人情報取扱事業者に該当する。

#### 5. 保有個人データ（法第2条第7項）

「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有するものをいい、法第27条～第30条の本人の関与にかかる義務規定の対象となっている。

ただし、個人情報保護法施行令第4条に定める次の情報は、保有個人データから除外される。

- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

また、6ヶ月より短い期間のみ保有するにすぎない個人データも除外される。

#### 6. 匿名加工情報（法第2条第9項）

「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないよう加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。

個人情報の区分に応じて定められた措置とは、第2条第1項第1号に該当する個人情報の場合には、特定の当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除することを意味し、第2条第1項第2号に該当する個人情報の場合には、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除することを意味する。これらの作業によって、特定の個人を識別することができなくなるようにする必要があるが、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである。

## 7. 匿名加工情報取扱事業者、匿名加工情報データベース等（法第2条第10項）

「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）で定める独立行政法人等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）で定める地方独立行政法人を除いた者をいう。

「匿名加工情報データベース等」とは、特定の匿名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成した、匿名加工情報を含む情報の集合体をいう。また、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも該当する。

## 8. 本人の同意

「本人の同意」とは、本人の個人情報が、事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

「本人の同意を得ている事例」としては、同意する旨を本人から口頭又は書面（電磁的記録を含む。）で確認すること、具体的には、本人が署名又は記名押印した同意する旨の申込書等の文書を受領すること、本人から同意する旨のメールを受信すること、本人による同意する旨のウェブ画面上のボタンのクリックなどが考えられる。

### Ⅲ. 事業者の義務等

#### 1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

（利用目的の特定）

法第15条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

法第16条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### （1）利用目的の特定及び変更

利用目的の特定にあたっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が事業者において最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定する必要がある。なお、利用目的の特定の際に、利用する個人情報の項目及び入手先の事業者名等を特定することまで求められるわけではない。例えば、「医薬情報の提供」等を利用目的とすることが挙げられるが、定款等に規定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定されている場合や業種を明示

することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかし、多くの場合、業種の明示だけでは利用目的を具体的に特定したことにはならない。また、単に「事業活動」、「お客様のサービスの向上」等のように抽象的、一般的な内容を利用目的とすることも具体的に特定したことにはならない。

なお、あらかじめ、個人情報第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定にあたっては、その旨が明確に分かるよう特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定にあたっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、従業員等（現に使用されている従業員、採用応募者、採用応募者であった者及び退職者）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用される目的が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

利用目的の例を【別表2】に挙げるが、これは例にすぎず、各事業者は、実際の利用目的、そして、自らの事業形態や製商品等に照らして必要とされるものを検討・特定し、通知又は公表することになる。

なお、利用目的については、法第15条第2項の定めに従い、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することは可能である。（利用目的を変更する場合の取扱いについてはⅢ 2.（3）を参照）

## （2） 利用目的による制限

事業者は、法第15条第1項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

## （3） 事業の承継

事業者が、合併、分社化、事業譲渡等により他の事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。

なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

## （4） 利用目的による制限の例外

法第16条第3項に掲げる場合については、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。具体的な例としては以下のとおりである。なお、刑法第134条の医薬品販売業者の秘密漏示罪や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の2第10項の治験依頼者の秘密漏示の禁止等、他の法令による規制には、注意を要する。

① 法令に基づく場合

根拠となる法令としては、刑事訴訟法第 218 条（令状に基づく捜査）、地方税法第 72 条の 7（事業税に係る徴税吏員の質問検査権、各種税法に類似の規定あり。）等が考えられる。これらの法令は強制力を伴っており、一律これに該当する。

また、刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査関係事項照会）は、強制力は伴わないが、法令に根拠があるのでこれに該当する。弁護士法第 23 条の 2（弁護士会からの照会）の場合も、同様に対象となると考えられるが、提供にあたっては同照会制度の目的に則した必要性和合理性が認められるかを考慮する必要がある。

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

**【例】**

- ・急病その他の事態が生じたときに、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合
- ・事業者間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合
- ・製品事故が生じたため、又は、製品事故は生じていないが、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす急迫した危険が存在するため、当該製品の製造事業者等が当該製品をリコールする場合で、販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者等が当該製造事業者等に対して、当該製品の購入者等の情報を提供する場合
- ・製品に重大な欠陥があり人の生命、身体又は財産の保護が必要となるような緊急時に、製造事業者から顧客情報の提供を求められ、これに応じる必要がある場合

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

**【例】**

- ・事業者が、税務署又は税関の職員等の任意の求めに応じて個人情報提出する場合
- ・事業者が、警察の任意の求めに応じて個人情報提出する場合

**【その他の事項】**

- ・利用目的の制限の例外に該当する「法令に基づく場合」であっても、利用目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合は、当該法令の趣旨をふまえ、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定することが求められる。
- ・本人が判断力を有していない未成年者の場合、法定代理人の同意を得ることで足りるが、一定の判断能力を有する未成年者については、法定代理人の同意にあわせて、本人の同意を得る。



## 2. 利用目的の通知等（法第18条）

（取得に際しての利用目的の通知等）

### 法第18条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### （1）利用目的の通知又は公表

事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知するか又は公表しなければならない。

#### 【本人への通知又は公表が必要な事例】

- ・インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）
- ・インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）
- ・個人情報の第三者提供を受けた場合

### （2）本人から直接書面等により取得する場合の利用目的の事前明示

事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等の電磁的記録によ

り、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

なお、口頭により個人情報を取得する場合にまで当該義務を課するものではないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならない。また、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合は法第18条第1項に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

#### 【あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない事例】

- ・本人の個人情報が記載された申込書・契約書等を本人から直接取得する場合
- ・アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合
- ・自社が主催するキャンペーンへの参加希望者が、参加申込みのために自社のホームページの入力画面に入力した個人情報を直接本人から取得する場合

#### 【利用目的の明示に該当する事例】

- ・利用目的を明記した契約書その他の書面を相手方である本人に手渡し、又は送付する場合

なお、契約約款又は利用条件等の書面（電磁的記録を含む。）中に利用目的条項を記載する場合は、例えば、裏面約款に利用目的が記載されていることを伝える、又は裏面約款等に記載されている利用目的条項を表面にも記載し、かつ、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさと記載する等、本人が実際に利用目的を確認できるよう留意することが望ましい。

- ・ネットワーク上において、利用目的を、本人がアクセスした自社のホームページ上に明示し、又は本人の端末装置上に表示する場合

なお、ネットワーク上において個人情報を取得する場合は、本人が送信ボタン等をクリックするまでにその利用目的が本人の目に留まるようその配置（利用目的の内容が示された画面に1回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む。）に留意することが望ましい。

### （3）利用目的を変更する場合

特定した利用目的は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲、すなわち、変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内\*で変更することは可能である（法第15条第2項）。変更された利用目的は、本人に通知するか、又は公表しなければならない。なお、特定された利用目的（法第15条第2項に定める範囲で変更された利用目的を含む。）の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、法第16条第1項に従って本人の同意を得なければならない。ただし、本人の身体等の保護のために必要があり、かつ本人の同意を得ることが困難である場合等、法第16条第3項各号に掲げる

場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことができる。

※「本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲」とは、本人の主観や事業者の恣意的な判断によるものではなく、一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲をいい、当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断される。

#### (4) 例外

法第18条第4項の各号の場合は、同条の前三項の適用を受けない。

##### 【法第18条第4項第4号の取得の状況からみて利用目的が明らかな場合の事例】

- ・商品・サービス等を販売・提供するにあたって住所・電話番号等の個人情報を取得する場合で、その利用目的が当該商品・サービス等の販売・提供のみを確実にを行うためという利用目的であるような場合
- ・一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、その利用目的が今後の連絡のためという利用目的であるような場合（ただし、ダイレクトメール等の目的に名刺を用いることは自明の利用目的に該当しない場合があるので注意を要する。）

### 3. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第17条、第19条）

（適正な取得）

法第17条

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(6) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（データ内容の正確性の確保等）

法第19条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

#### （1）適正な取得

事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

##### 【事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】

- ・十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合
- ・法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合
- ・個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合
- ・他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合

- ・ 法第23条第1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合
- ・ 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

## (2) 要配慮個人情報の取得

要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次の①から⑦までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

### ① 法令に基づく場合

法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。なお、具体的な事例は、Ⅲ 1 (4) ①に示すもののほか、事業者が、労働安全衛生法に基づき健康診断を実施し、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合も該当する。

### ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

### ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

### ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

事業者が警察の任意の求めに応じて要配慮個人情報に該当する個人情報を提出するために、当該個人情報を取得する場合等、国の機関等（地方公共団体又はその委託を受けた者を含む。）が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要があり、かつ、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、当該民間企業等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

### ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合 要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。

- ・ 本人
- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体
- ・ 放送機関・新聞社・通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

- ・ 著述を業として行う者
  - ・ 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者
  - ・ 宗教団体
  - ・ 政治団体
  - ・ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
  - ・ 外国において法第76条第1項各号に掲げる者に相当する者
- ⑥ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- 身体の不自由な方が来社し、対応した受付係がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得）や、身体の不自由な方の様子が社内に設置された防犯カメラに映りこんだ場合（撮影による取得）等、本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴により、要配慮個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）が明らかであるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該要配慮個人情報を取得することができる。
- ⑦ 法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき
- 要配慮個人情報を、法第23条第5項各号に定める委託、事業承継又は共同利用により取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。

#### 【法第17条第2項に違反している事例】

本人の同意を得ることなく、法第17条第2項第5号及び規則第6条で定める者（外国政府、外国の地方公共団体等）以外の者がインターネット上で公開している情報から本人の信条や病歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること。

なお、事業者が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、本人が当該情報を提供したことをもって、当該事業者が当該情報を取得することについて本人の同意があったものと解される。

また、事業者が要配慮個人情報を第三者提供の方法により取得した場合、提供元が法第17条第2項及び法第23条第1項に基づいて本人から必要な同意（要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する同意）を取得していることが前提となるため、提供を受けた当該事業者が、改めて本人から法第17条第2項に基づく同意を得る必要はないものと解される。

### （3） データ内容の正確性の確保等

事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報データベース等への個人情報の入力時の照合・確認の手續の整備、誤り等を発見した場合の訂正等の手續の整備、記録事項の更新、保存期間の設定等を行うことにより、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

なお、保有する個人データを一律に又は常に最新化する必要はなく、それぞれの利

用目的に応じて、その必要な範囲内で正確性・最新性を確保すれば足りる。

また、事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。なお、法令の定めにより保存期間等が定められている場合は、この限りではない。

**【個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】**

- ・キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

**【その他の事項】**

- ・事業者は、個人データの内容の正確性、最新性を確保するため、社内において具体的なルールを策定し、研修の開催等を行うことが望ましい。

#### 4. 安全管理措置、従業員の監督及び委託先の監督（法第20条～第22条）

<p>（安全管理措置）</p> <p>法第20条</p> <p>個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>（従業員の監督）</p> <p>法第21条</p> <p>個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>
<p>（委託先の監督）</p> <p>法第22条</p> <p>個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p>

##### （1）安全管理措置

事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないが、当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。また、事業者は、安全管理措置に関する取組みを一層推進するため、内部監査や外部機関により、安全管理措置が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証することが望ましい。

医薬品業界では、業務用パソコンの盗難・紛失、私用パソコン内の情報交換ファイル等を介した情報漏えい、委託先からの情報漏えいが、個人データの漏えい等の主な原因になっている。この点、厚生労働省からも日薬連に対し、傘下団体等に対する個人情報保護のための必要な措置構築に関する周知徹底と業務パソコンの盗難・紛失に対する注意喚起について要請が為されており（厚生労働省医政局経済課長・医薬食品局総務課長通知「個人情報保護の徹底について」平成17年7月14日〔医政経発第0714001号、薬食総発第0714001号〕）、医薬品業界として、かかる事実を踏まえた個人データの安全管理措置の徹底が求められる。

また、同一事業者が複数の部門や事業所を有する場合には、当該部門や事業所間の情報交換については法第23条が禁止する第三者提供に該当しないが、各当該部門や事業所ごとに、安全管理措置を講ずるなど、個人情報の利用目的を踏まえた個人データ



の安全管理を行う。

なお、具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、個人情報保護委員会の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」も参照されたい。

## （２）講ずべき安全管理措置の内容

### ① 個人情報保護に関する基本方針等の整備、公表

- ・事業者は、個人情報保護に関する基本方針等を整備し、保有個人データの開示手順や相談窓口体制も含めて、ホームページへの掲載を行うなど、本人に対して周知を図る。具体的に定める項目の例としては、「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等が考えられる。
- ・取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規程等についても同様に整備する。

### ② 個人情報保護推進のための組織体制等の整備と適切な運用

- ・従業員の責任体制の明確化を図り、具体的な取組みを進めるため、個人情報保護管理者、監督者等を定めたり、個人情報保護の推進を図るための委員会等を設置する。  
「従業員」とは、事業者の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。
- ・各部門や各事業所で行っている個人データの安全管理措置について適宜自己点検を行い、見直しや改善を行うべき事項について適切な改善を行う。
- ・個人データの取扱状況を確認するための手段を整備し、適切に運用しなければならない。なお、個人データの取扱いに係る規程等に従った運用の状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録することも重要である。

### ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備

- ・1) 個人データの漏えい等の事故が発生した場合、又は発生の可能性が高いと判断した場合、2) 個人データの取扱いに関する規程等に違反している事実が生じた場合、又は兆候が高いと判断した場合における社長、管理者等への報告連絡体制の整備を行う。
- ・個人データの漏えい等の情報は、苦情等の一環として、外部から報告される場合も想定されることから、相談窓口体制との連携も図る。（Ⅲ12. 参照）

### ④ 雇用契約時における従業員との非開示契約の締結

- ・雇用契約や就業規則において、在職期間中はもとより離職後も含めた守秘義務などを課し、業務上取り扱うこととなる個人データの保護を図る。

## ⑤ 従業者に対する教育研修の実施

- ・ 取り扱われる個人データの適切な保護が確保されるよう、従業者に対する教育研修の実施等により、個人データを実際の業務で取り扱うこととなる従業者の啓発を図り、従業者の個人情報保護意識を醸成する。
- ・ 特に、業務用パソコンの営業車内への放置や飲食店等への置き忘れ、若しくは可搬性に優れた大容量記憶装置（USBメモリ等）によるデータ持ち出し、又はファイル交換ソフトがインストールされた私用パソコン等へのデータ移送など、個人データの漏えい等につながる行為につき、徹底した注意喚起を行う。
- ・ 派遣労働者についても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）において、「必要に応じた教育訓練に係る便宜を図るよう努めなければならない」とされていることを踏まえ、個人情報の取扱いに関する教育研修の実施を検討する必要がある。

## ⑥ 物理的安全管理措置

事業者は、物理的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・ 個人データを取り扱う区域の管理

個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行わなければならない。

- ・ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、適切な管理を行わなければならない。

- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止

個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。

なお、「持ち運ぶ」とは、個人データを管理区域又は取扱区域から外へ移動させること又は当該区域の外から当該区域へ移動させることをいい、事業所内の移動等であっても、個人データの紛失・盗難等に留意する必要がある。

- ・ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄

個人データが記載された書類等を廃棄する場合には、焼却、溶解、適切なシュレッダー処理等の復元不可能な手段で行わなければならない。また、個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等、容易に復元できない手段で行わなければならない。

さらに、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存することや、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認することも重要である。

## ⑦ 技術的安全管理措置

事業者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ・ アクセス制御

担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。

- ・ アクセス者の識別と認証

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければならない。

- ・ 外部からの不正アクセス等の防止

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければならない。

- ・ 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない。

## ⑧ 個人データの保存

- ・ 個人データを長期にわたって保存する場合には、保存媒体の劣化防止など個人データが消失しないよう適切に保存する。
- ・ 個人データの保存にあたっては、本人からの照会等に対応する場合など必要なときに迅速に対応できるよう、インデックスの整備など検索可能な状態で保存しておく。

## ⑨ 個人データ漏えい等の問題が発生した場合等における措置

- ・ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、個人情報の保護に配慮し、迅速かつ適切に以下の措置を講じる必要がある。
  - － 事実調査、原因の究明
  - － 影響範囲の特定
  - － 再発防止策の検討・実施
  - － 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
  - － その他（必要に応じて）
    - 警察への届出
    - 影響を受ける可能性のある本人への連絡・謝罪、二次被害への注意喚起（本人が特定できない場合、又は漏えい件数が多く本人への連絡に日数を要する場合等は、マスコミに公表することで本人の注意を呼びかけるといった方法等を検討する。）
    - 本人からの照会等に応じるための相談窓口の開設

- 日薬連への報告
- 事実関係、再発防止策等の公表

### (3) 従業員の監督

事業者は、その従業員に個人データを取り扱わせるにあたって、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業員に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業員に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

#### 【従業員に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

- ・ 従業員が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合
- ・ 内部規程等に違反して個人データが入ったノート型パソコン又は外部記録媒体が繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データが漏えいした場合

### (4) 業務を委託する場合の取扱い

#### ① 委託先の監督

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、事業者は、法第20条に基づく安全管理措置が講じられるよう、監督を行うものとする。

「必要かつ適切な監督」には、委託先を適切に選定すること、委託先に法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるために必要な事項が規定された契約を締結すること、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握することなどが含まれる。

なお、事業者が委託先への必要かつ適切な監督を行っていたとしても、業務が再委託された場合で、再委託先が個人データについて不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じたときは、事業者が責めを負うこともあり得るので、委託先による再委託先の監督についても適切に行われていることを適宜確認することも必要である。

#### ② 業務を委託する場合の留意事項

事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、以下の事項に留意すべきである。

- ・ 委託する業務内容に照らして必要のない個人データを委託先に提供しない。

- ・ 委託する業務内容に応じてレベルは異なるが、少なくとも法第20条により求められる安全管理措置と同等の安全管理措置を講じている事業者を委託先として選定する。このため、委託候補先の安全管理措置を合理的に確認することが望ましい。
  - － 委託先検討の段階での確認であるため、方法について一定の限界があるが、委託候補先における安全管理措置について委託候補先にヒアリングを行う、又は報告書を提出させる、若しくは委託候補先の個人情報の取扱いに関する規程の閲覧を求めるといったことが考えられる。
- ・ 委託契約には、個人データの取扱いに関する必要かつ適切な安全管理措置として、双方が同意した内容を盛り込む。
  - － 委託先における個人データの取扱状況を合理的に把握するための方法を盛り込むことが望ましい。
  - － 委託契約終了後の個人データの取扱いについても盛り込む。
- ・ 委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に委託先の監査を行う、又は委託先から報告を求める等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。
- ・ 委託先が委託を受けた業務の一部を再委託する場合は、委託を行う場合と同様、委託先が再委託する相手方、再委託される業務、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託元の事前報告を受け又は承認を行うこと、委託先が再委託先に対して委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。
- ・ 委託先における個人データの取扱いに疑義が生じた場合（本人からの申出があり、確認の必要があると考えられる場合を含む。）には、委託先に対し、説明を求め、必要に応じ改善を求める等適切な措置を講じる。

**【委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】**

- ・ 個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部の事業者に委託した結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- ・ 個人データの取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合
- ・ 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合
- ・ 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合

## 5. 個人データの第三者提供（法第23条）

（第三者提供の制限）

法第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (2) 第三者に提供される個人データの項目
  - (3) 第三者への提供の方法
  - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - (5) 本人の求めを受け付ける方法
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 個人情報保護委員会は、第2項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 個人情報取扱事業者は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

### (1) 第三者提供の取扱い

事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。同意の取得に当たっては、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確にしなければならない。親子兄弟会社・グループ会社の間で個人データを交換する場合、同業者間で特定の個人データを交換する場合や外国の会社に国内に居住している個人の個人データを提供する場合なども、法により例外と認められる場合を除き、第三者提供とされるので、注意を要する。

### (2) 第三者提供の例外

次に掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない（具体的例示は、Ⅲ 1（4）参照）。

なお、刑法第134条の医薬品販売業者の秘密漏示罪や薬機法第80条の2第10項の治験依頼者の秘密漏示の禁止等、他の法令による規制には、注意を要する。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### (3) オプトアウト

第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、第三者への提供を利用目的とすることなど法定事項をあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、法第23条第2項の定めに従い、当該個人データを第三者に提供するこ

とができる。なお、届出事項を変更する場合も同様である（法第23条第3項）。

通知又は本人の容易に知り得る状態におく措置については、本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと、本人が法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によることが求められる（規則第7条）。

個人情報保護委員会は、オプトアウトに関する届出事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することとされている（法第23条第4項。規則第9条）。

なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず、第三者に提供するに当たっては、法第23条第1項各号又は同条第5項各号に該当する場合以外は、必ずあらかじめ本人の同意を得る必要があるので、注意を要する。

#### （４） 他の事業者等への情報提供であるが、「第三者」に該当しない場合

以下の場合の当該個人データの提供を受ける者については、第三者に該当せず、本人の同意を得ずに情報の提供を行うことができる。

①利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合、②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合、③特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、当該共同利用をする旨等について、あらかじめ本人に通知等しているとき（共同利用）。

##### 【個人データの共同利用における留意事項】

特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合、（ア）共同して利用される個人データの項目、（イ）共同利用者の範囲（個別列挙されているか、本人から見てその範囲が明確となるように特定されている必要がある）、（ウ）利用する者の利用目的、（エ）当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称、をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においておくことによって、共同して利用することを明らかにしている場合には、当該共同利用者は第三者に該当しない。

この場合、（ア）、（イ）については、あらかじめ本人の同意を得ている場合等を除き、原則として変更することができず、（ウ）については社会通念上、本人が通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内で変更することができ（Ⅲ 2.（3）を参照）、（エ）についても変更することができる。いずれも変更する前に、本人に通知又は本人の容易に知り得る状態におかなければならない。



## 6. 外国にある第三者への提供（法第24条）

（外国にある第三者への提供の制限）

### 法第24条

個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

### （1）外国にある第三者への提供

改正前の法第23条は、第三者に対する個人データの提供に関するルールを定めてはいたが、第三者が国内にあるのか、外国にあるのかの区別をしていなかった。しかし、経済・社会活動のグローバル化及び情報通信技術の進展に伴い、個人情報を含むデータの国境を越えた流通が増加しており、外国への個人データの移転について一定の規律を設ける必要性が増大してきたこと、また個人情報の保護に関する国際的な枠組み等との整合を図ることを理由に、新たに外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規定（改正後の法第24条）が設けられた。

事業者は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、法第24条に従い、次の①から③までに該当する場合を除き、あらかじめ「外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意」を得る必要がある。

- ①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国にある場合（平成29年5月現在、規則で定めている国はない。）
- ②当該第三者が、事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③法第23条第1項各号に該当する場合

委託、事業承継又は共同利用（法第23条第5項各号に掲げる場合）に伴って、外国にある第三者に個人データを提供するときであっても、法第24条が適用される点に留意が必要であるが、上記①又は②に該当する場合には、法第23条が適用され、「外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意」を得ることなく、外国にある第三者に個人データを提供することができる。

## (2) 本人の同意による外国にある第三者への提供

「本人の同意」とは、本人の個人データが、事業者によって第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。

また、「本人の同意を得(る)」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

個々の事例ごとに判断されるべきではあるが、法第24条において求められる本人の同意を取得する場合、本人の権利利益保護の観点から、外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならない。

なお、改正法の施行日前になされた本人の個人情報の取扱いに関する同意がある場合において、その同意が法第24条の規定による個人データの外国にある第三者への提供を認める旨の同意に相当するものであるときは、同条の同意があったものとみなす(改正法附則第3条)。

## (3) 事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制

(個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準)

規則第11条 法第24条の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準については、次の2つが規則第11条に規定されており、いずれかを満たすことが求められる。なお、必要な体制が整備されていることについて、個人情報保護委員会に対する事前の届出等は要しない。

- ① 事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

### 【適切かつ合理的な方法】

「適切かつ合理的な方法」は、個々の事例ごとに判断されるべきであるが、個人

データの提供先である外国にある第三者が、我が国の事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法である必要がある。

なお、この措置を講じなければならない対象は、実際に提供を行った「当該個人データ」であることから、提供先で取り扱っている他の個人情報の取扱いについてまで当該措置を講ずることが求められているものではない。

#### 【個人情報取扱事業者の義務の規定の趣旨に沿った措置】

法第24条の「この節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置」については、規則第11条第1号に「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」と規定されており、具体的内容は個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国第三者提供編）の3-2-1～3-2-18に記述されている。

例えば、外国にある事業者に個人データの取扱いを委託する場合には提供元及び提供先間の契約、確認書、覚書等、同一の企業グループ内で個人データを移転する場合には、提供元及び提供先に共通して適用される内規、プライバシーポリシー等によることが考えられるが、当該ガイドラインに記述された全ての事項を契約等に規定しなければならないものではなく、「法第4章第1節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、措置の実施が確保されていれば足りるとされている。契約等の作成にあたっては、欧州の個人情報保護法制において域外に個人データを移転する際の手法の1つとして認められている欧州委員会が定める「標準契約条項」（Standard Contractual Clauses）を参考にすることも考えられる。

#### 【提供元の事業者が国際的な枠組みに基づく認定】

APECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を取得している事業者は、その取得要件として、当該事業者に代わって第三者に個人情報を取り扱わせる場合においても、当該事業者が本人に対して負う義務が同様に履行されることを確保する措置を当該第三者との間で整備している必要があることとされている。したがって、提供元の事業者がCBPRの認証を取得しており、提供先の「外国にある第三者」が当該事業者に代わって個人情報を取り扱う者である場合には、当該事業者がCBPRの認証の取得要件を満たすことも「適切かつ合理的な方法」の一つであると解される。

なお、提供先の「外国にある第三者」がCBPRの認証を取得している場合については下記②参照。

- ②個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

#### 【国際的な枠組みに基づく認定】

これには、提供先の「外国にある第三者」が、APECの越境プライバシールール（CBPR）システムの認証を得ていることが該当する。

CBPRシステムの下では、APEC の参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウントビリティエージェント（AA）を登録する。このAA が事業者について、その申請に基づきAPEC プライバシーフレームワークへの適合性を認証する。

## 7. 第三者提供時の記録・確認等（法第25条・第26条）

（第三者提供に係る記録の作成等）

### 法第25条

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第23条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

### 法第26条

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第23条第1項各号又は第5項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

### （1）確認・記録義務

平成26年に発生した民間企業における大規模漏えい事案を契機として、いわゆる名簿業者を介在し、違法に入手された個人データが社会に流通している実態が社会に認識された。これを受けて、法に、個人データの適正な第三者提供を確保するための規定が設けられた。

まず、事業者が第三者から個人データの提供を受ける場合には、違法に入手された個人データが流通することを抑止するため、当該第三者が当該個人データを取得した

経緯等を確認する義務を課している（法第26条）。

また、仮に個人データが不正に流通した場合でも、個人情報保護委員会が事業者に対して報告徴収・立入検査を行い（法第40条）、当該記録を検査することによって、個人データの流通経路を事後的に特定することができるようにする必要がある。したがって、事業者が第三者に個人データを提供する場合又は第三者から個人データの提供を受ける場合には、当該第三者の氏名等の記録を作成・保存しなければならない（法第25条、第26条）。

なお、「第三者」のうち、次の①から④までに該当する者との間で個人データの授受を行う場合は、確認・記録義務は適用されない（法第2条第5項）。

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人

## （2） 明文により確認・記録義務が適用されない第三者提供①（法第23条第1項各号の場合）

次の類型の第三者提供については、明文上、確認・記録義務が適用されない。

- ①法令に基づく場合（法第23条第1項第1号関係）
- ②人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第23条第1項第2号関係）
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第23条第1項第3号関係）
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第23条第1項第4号関係）

## （3） 明文により確認・記録義務が適用されない第三者提供②（法第23条第5項各号の場合）

次の①から③までの類型の第三者提供については、法第23条第5項柱書において「第三者に該当しないものとする」とされていることに鑑み、確認・記録義務は適用されない。

他方、外国にある第三者に対して、次の①から③までの類型により、個人データを提供する際の記録義務の適用関係は、【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】のとおりとなる。

- ①事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合（法第23条第5項第1号）
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合（法第23条第5項第2号関係）
- ③特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する

者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき(法第23条第5項第3号)

**【外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用】**

外国にある第三者に対する個人データの提供と記録義務の適用関係は次の<適用表>のとおりとなる。

類型 I: 本人の「同意」(法第24条)を得ている場合

類型 II: 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定められた国にある場合

類型 III: 当該第三者が、事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合

類型 IV: 「法第23条第1項各号に掲げる場合」に該当する場合

<適用表>

類型の別		記録義務の適用の有無
類型 I		有(*1)
類型 II 又は 類型 III	「2-1-2 法第23条第5項各号に掲げる場合」に該当しない場合(*2)	
	「2-1-2 法第23条第5項各号に掲げる場合」に該当する場合	
類型 IV		

(\*1) 記録義務が適用される場合の記録の作成方法、記録事項などについては、国内における第三者提供の場合と同様に、「「(7) 記録義務(法第25条第1項、法第26条第3項)」」に従うこととなる。

(\*2) 具体的には、法第23条第1項柱書(「本人の同意」)又は法第23条第2項(オプトアウト)に基づき、第三者提供を行う場合である。

**(4) 解釈により確認・記録義務が適用されない第三者提供**

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)では、形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務の対象たる第三者提供には該当しないものとされており、当該第三者提供については、以下の考え方が示されている。

**【提供者の考え方】**

以下のいずれかに該当する場合は、実質的に「提供者」による提供ではないものとして、確認・記録義務は適用されない。

- ① 本人による提供

事業者が運営する SNS 等に本人が入力した内容が、自動的に個人データとして不特定多数の第三者が取得できる状態に置かれている場合は、実質的に「本人による提供」をしているものである。したがって、事業者が SNS 等を通じて本人に係る個人データを取得したときでも、SNS 等の運営事業者及び取得した事業者の双方において、確認・記録義務は適用されない。

② 本人に代わって提供

事業者が本人からの委託等に基づき当該本人の個人データを第三者提供する場合は、当該事業者は「本人に代わって」個人データの提供をしているものである。したがって、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されない。

**【受領者の考え方】**

本人の代理人又は家族等、本人と一体と評価できる関係にある者に提供する場合、本人側に対する提供とみなし、受領者に対する提供には該当せず、確認・記録義務は適用されない。なお、常に家族であることをもって本人側と評価されるものではなく、個人データの性質、両者の関係等に鑑みて実質的に判断する必要がある。

また、提供者が、最終的に本人に提供することを意図した上で、受領者を介在して第三者提供を行い、本人がそれを明確に認識できる場合は、同じく、本人側に対する提供とみなし、確認・記録義務は適用されない。

**【提供行為の考え方】**

不特定多数の者が取得できる公開情報は、本来であれば受領者も自ら取得できる情報であり、それをあえて提供者から受領者に提供する行為は、受領者による取得行為を提供者が代行しているものであることから、実質的に確認・記録義務を課すべき第三者提供には該当せず、同義務は適用されない。

例えば、ホームページ等で公表されている情報、報道機関により報道されている情報などが該当する。他方、特定の者のみアクセスできる情報、提供者の業務上取得し得た非公開の情報などについては、ここでの整理は当てはまらない。

なお、当初に、個人データを公開に供する行為については、提供者として記録を作成しなければならない（規則第 13 条第 1 項第 1 号ロ括弧書）。

**(5) 受領者にとって個人データ・個人情報にあたらぬ場合**

法第 26 条は、「個人データ」の提供を受ける際に適用される義務であるため、データベースとして管理しているファイルから名刺 1 枚を取り出してそのコピーを提供する場合のように、受領者にとっては「個人情報」には該当するが「個人データ」には該当しない情報の場合、又は、氏名を削除するなどして個人を特定できないようにしたデータの提供を受ける場合など、そもそも「個人情報」に該当しない情報の提供を受けた場合は、受領者に同条の義務は適用されない。



## (6) 確認義務(法第26条第1項・第2項、規則第15条)

事業者は、第三者から個人データの提供を受ける際は、当該第三者に対して、次の事項の確認を行わなければならない。この際、当該第三者は当該事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない(法第26条第2項。同項に違反した場合には法第88条により10万円以下の過料)。

- ①当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- ②当該第三者による当該個人データの取得の経緯

さらに、受領者は、事業者から個人データの提供を受ける際には、当該事業者の法の遵守状況(例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など)についても確認することが望ましい。特に、事業者からオプトアウトによる第三者提供により個人データの提供を受ける際には、受領者は、当該事業者の届出事項が個人情報保護委員会により公表されている旨を記録しなければならないことに留意する必要がある。

### 【既に確認を行った第三者に対する確認方法】

複数回にわたって個人データの授受をする場合において、同一の内容である事項を重複して確認する合理性はないため、既に規則第15条に規定する方法により確認を行い、「(7) 記録義務(法第25条第1項、法第26条第3項)」に規定する方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

## (7) 記録義務(法第25条第1項、法第26条第3項)

(第三者提供に係る記録の作成)

規則第12条 法第25条第1項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第25条第1項の記録は、個人データを第三者(同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条及び第15条から第17条までにおいて同じ。)に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(法第23条第2項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、法第23条第1項又は法第24条の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定

める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第25条第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

規則第13条 法第25条第1項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 法第23条第2項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

(2) 法第23条第1項又は法第24条の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第25条第1項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録されている事項と内容が同一であるものについては、法第25条第1項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供に係る記録の保存期間)

規則第14条 法第25条第2項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第12条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

(2) 第12条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

(3) 前二号以外の場合 3年

(第三者提供を受ける際の確認)

規則第15条 法第26条第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 法第26条第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既

に前2項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る法第26条第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

（第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成）

規則第16条 法第26条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2 法第26条第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（法第23条第2項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第26条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

（第三者提供を受ける際の記録事項）

規則第17条 法第26条第3項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 個人情報取扱事業者から法第23条第2項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 法第26条第1項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第23条第4項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から法第23条第1項又は法第24条の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 法第23条第1項又は法第24条の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

(3) 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第1号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第26条第3項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第26条第3項の当該事項の記録を省略する

ことができる。

(第三者提供を受ける際の記録の保存期間)

規則第18条 法第26条第4項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第16条第3項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
- (2) 第16条第2項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
- (3) 前二号以外の場合 3年

#### ①作成媒体

事業者は、記録を、文書、電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう)又はマイクロフィルムを用いて作成しなければならない。

#### ②記録を作成する方法

事業者は、原則として、個人データの授受の都度、速やかに、記録を作成しなければならない。なお、個人データを授受する前に記録を作成することもできる。本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。

#### 【一括して記録を作成する方法(規則第12条第2項、第16条第2項)】

一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に又は反復して個人データを授受する場合は、個々の授受に係る記録を作成する代わりに、一括して記録を作成することができる。なお、オプトアウトによる第三者提供については対象外である。

本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。なお、複数の本人の記録を一体として記録を作成する場合において、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、データ群を構成する本人が途中で変動するときも、一括して記録を作成することができる。

#### 【契約書等の代替手段による方法(規則第12条第3項、第16条第3項)】

事業者が、本人に対する物品又は役務の提供に係る契約を締結し、かかる契約の履行に伴って、契約の締結の相手方を本人とする個人データを当該事業者から第三者に提供する場合は、当該提供の際に作成した契約書その他の書面をもって個人データの流通を追跡することが可能であることから、当該契約書その他の書面をもって記録とすることができる。なお、オプトアウトによる第三者提供については対象外である。

本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。

仮に、規則第12条第3項又は規則第16条第3項の要件を充たさない書面、又はオプ

トアウトによる第三者提供の際に作成された書面等も、記録事項が記載されていれば記録として認められるが、保存期間の違いに留意する必要がある（「⑤記録の保存期間（法第 25 条第 2 項、法第 26 条第 4 項）」参照）。

### 【代行により記録を作成する方法】

提供者・受領者のいずれも記録の作成方法・保存期間は同一であることに鑑みて、提供者（又は受領者）は受領者（又は提供者）の記録義務の全部又は一部を代替して行うことができる（提供者と受領者の記録事項の相違については留意する必要がある。）。なお、この場合であっても、提供者及び受領者は自己の義務が免責されるわけではないことから、実質的に自らが記録作成義務を果たしているものと同等の体制を構築しなければならない。

また、委託先の事業者が委託契約の目的の範囲内で第三者との間で個人データの授受を行った場合において、一義的には委託先の事業者が記録を作成する義務があるが、委託元の事業者が記録の作成を代行することができる。

### ③提供者及び受領者の記録事項（法第 25 条第 1 項、法第 26 条第 3 項）

#### ＜提供者の記録事項＞

	提供年月日	第三者の氏名等*1	本人の氏名等*2	個人データの項目*3	本人の同意*4
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○

#### ＜受領者の記録事項＞

	提供を受けた年月日	第三者の氏名等*1	取得の経緯	本人の氏名等*2	個人データの項目*3	個人情報保護委員会による公表	本人の同意*4
オプトアウトによる第三者提供	○	○	○	○	○	○	
本人の同意による第三者提供		○	○	○	○		○
私人などからの第三者提供		○	○	○	○		

- \*1 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）
- \*2 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項（例：本人ごとに付した番号・ID などにより本人を特定できるときの当該番号・ID）
- \*3 実際に提供した個人データ自体又はその写し等を、「当該個人データの項目」の記録とすることもできる。

- \*4 典型例として、契約書その他の書面に本人の同意が記載されている場合が該当する。そのほか、事業者の事業の内容、第三者提供の態様等に鑑みて、同意の存在を明示的に又は黙示的に示す証跡等がある場合には、当該証跡等をもって「同意を得ている旨」の記録とすることもできる。

例えば、事業者のシステムの設定により、本人の同意を得た場合のみ第三者提供が実施されることとなっている場合には、それをもって同意の存在を示す証跡があるものとする事ができる。

④記録事項の省略(規則第13条第2項、第17条第2項)

複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合において、同一の内容である記録事項を重複して確認する必要はないことから、その旨を明確にするものである。すなわち、既に「記録義務」に規定する方法により作成した記録(現に保存している場合に限る。)にある事項と内容が同一であるものについては、当該事項の確認を省略することができる。

改正法の施行日前に上記に規定する方法に相当する方法で作成した記録についても同様である。

記録事項の内容は同一でなければならないため、例えば、同一法人であっても、代表者が交代し、その後に記録を作成する場面では、改めて、新代表者の氏名について記録をしなければならない。

なお、記録事項のうち、一部の事項の記録の作成を省略し、残りの事項の記録のみを作成した場合、記録全体としての保存期間の起算点は、残りの事項を作成した時点となる。

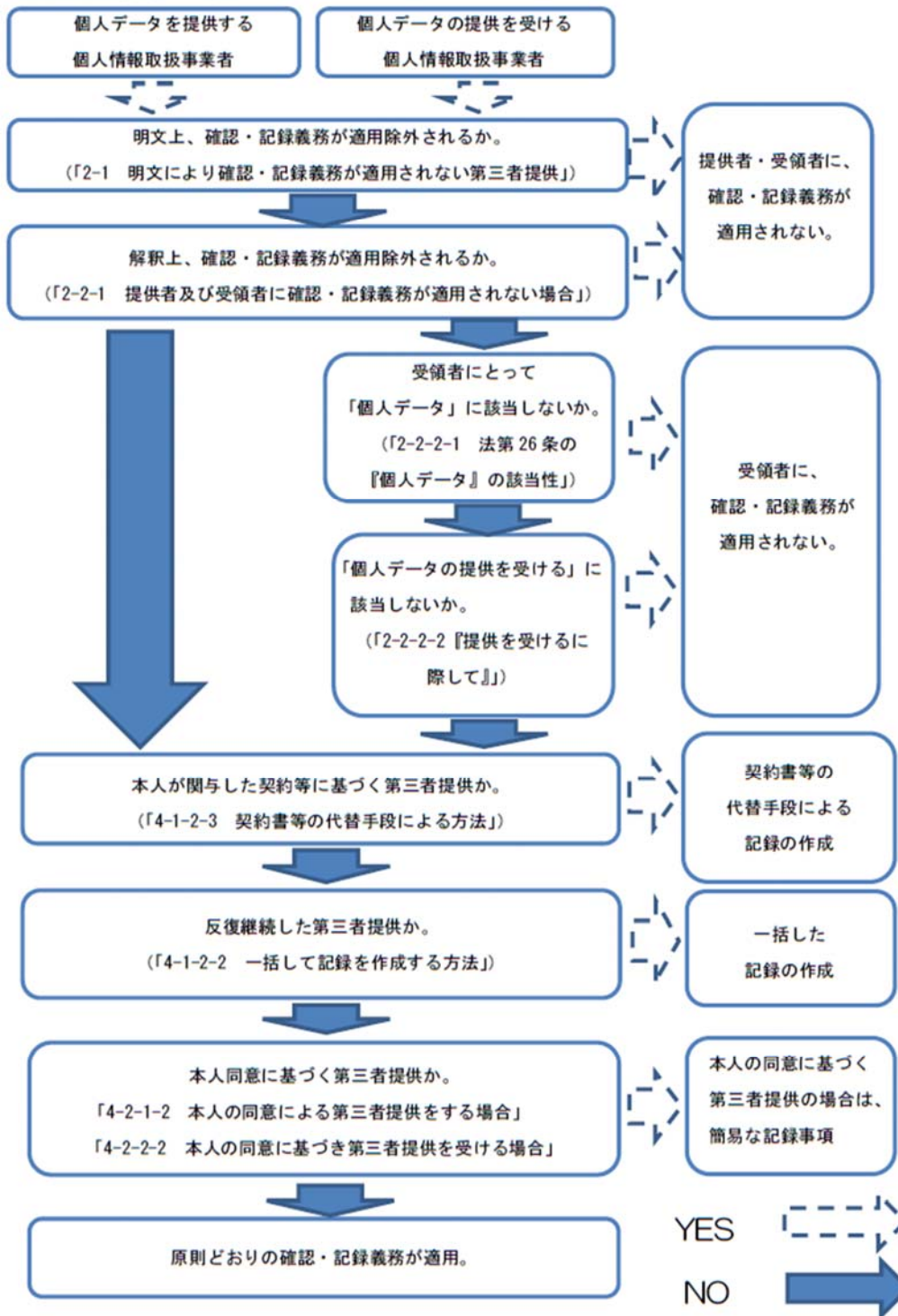
⑤記録の保存期間(法第25条第2項、法第26条第4項)

事業者は、作成した記録を規則で定める期間保存しなければならない。

保存期間は記録の作成方法によって異なる。具体的には、次の表のとおりである。なお、対象となる複数の本人の記録を一体として作成した場合には、保存期間は記録ごとに異なることがある。

記録の作成方法の別	保存期間
「契約書等の代替手段による方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間
「一括して記録を作成する方法」により記録を作成した場合	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間
上述以外の場合	3年

<確認・記録義務の全体図>



個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン  
(第三者提供時の確認・記録義務編)」P. 31

## 8. 保有個人データに関する事項の公表等（法第27条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

法第27条

- 1 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。
  - (1) 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
  - (3) 次項の規定による求め又は次条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続（第33条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
  - (4) 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの
- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合
  - (2) 第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合
- 3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項）

政令第8条

法第27条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- (2) 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、保有個人データに関し、（ア）当該事業者の氏名又は名称、（イ）すべての保有個人データの利用目的（法第18条第4項第1号から第3号までに規定された例外の場合を除く）、（ウ）保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又は第三者への提供の停止の請求等に応じる手続の方法、及び保有個人データの利用目的の通知又は開示に係る手数料の額、（エ）保有個人データの取扱いに関する苦情処理の申出先、（オ）認定個人情報保護団体の名称等について



て、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- ・ 「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- ・ 事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、上記の措置により利用目的が明らかになっている場合及び法第18条第4項第1号から第3号までの例外に相当する場合を除き、遅滞なく通知しなければならない。
- ・ 事業者は、法定の例外事由に当たる等の理由により、利用目的の通知をしない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

## 9. 本人からの求めによる保有個人データの開示（法第28条）

（開示）

法第28条

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
  - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

（個人情報取扱事業者が保有個人データを開示する方法）

政令第9条

法第28条第2項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

### （1）開示の原則

事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示の請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものとする。

開示の方法は、開示請求を行った者が同意した方法があるときはその方法による。同意した方法であれば、電子メール、電話等様々な方法が可能であるが、書面の交付による方法は同意が無くても可能である。

### （2）開示の例外

開示することで、法第28条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は

一部を開示しないことができる。第2号の事業者の「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」としては、例えば、同一の本人から複雑な対応を要する同一内容について繰り返し開示の請求があり、事実上問い合わせ窓口が占有されることによって他の問い合わせ対応業務が立ち行かなくなる等、業務上著しい支障を及ぼすおそれがある場合が挙げられる。事業者は、開示請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する際には、併せて非開示の理由を説明するよう努めなければならない（Ⅲ12. 参照）。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

## 10. 訂正及び利用停止（法第29条、第30条）

（訂正等）

法第29条

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

法第30条

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第17条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第23条第1項又は第24条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 個人情報取扱事業者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨

の決定をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- ・ 事業者は、法第29条第2項、第30条第2項又は第4項の規定に基づき、本人から、保有個人データの訂正等、利用停止等、第三者への提供の停止の請求を受けた場合で、それらの請求が適正であると認められるときは、これらの措置を行わなければならない。
- ・ ただし、利用停止等及び第三者への提供の停止については、利用停止等に多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- ・ なお、以下の場合については、これらの措置を行う必要はない。
  - ① 訂正等の請求があった場合であっても、(ア) 利用目的からみて訂正等が必要でない場合、(イ) 誤りであるとの指摘が正しくない場合又は(ウ) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
  - ② 利用停止等、第三者への提供の停止の請求があった場合であっても、請求にかかる指摘が正しくない場合
- ・ 事業者は、上記の措置を行ったとき、又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、上記措置を行わない旨又は異なる措置をとる旨を本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない(Ⅲ12. 参照)。

## 1 1 . 開示等の請求等に応じる手続及び手数料（法第32条、第33条）

（開示等の請求等に応じる手続）

法第32条

- 1 個人情報取扱事業者は、第27条第2項の規定による求め又は第28条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求（以下この条及び第53条第1項において「開示等の請求等」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求め又は請求を受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の請求等を行わなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料）

法第33条

- 1 個人情報取扱事業者は、第27条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第28条第1項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（開示等の請求等を受け付ける方法）

政令第10条

法第32条第1項の規定により個人情報取扱事業者が開示等の請求等を受け付ける方法として定めることができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開示等の請求等の申出先
- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。第14条第1項及び第21条第3項において同じ。）の様式その他の開示等の請求等の方式
- (3) 開示等の請求等をする者が本人又は次条に規定する代理人であることの確認の方法
- (4) 法第33条第1項の手数料の徴収方法

## (1) 開示等を行う情報の特定

事業者は、本人に対し、開示等の請求等に関して、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項（住所、ID、パスワード、会員番号等）の提示を求めることができるが、この場合には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

また、保有個人データの開示等については、本人の請求により、保有個人データの全体又は一部が対象となるが、当該本人の保有個人データが多岐にわたる、データ量が膨大であるなど、全体の開示等が困難又は非効率な場合は、事業者は、本人が開示等の請求等を行う情報の範囲を特定するのに参考となる情報を提供するなど、本人の利便を考慮した支援を行うものとする。

## (2) 代理人による開示等の請求等

保有個人データの開示等の請求等については、本人のほか、①未成年者又は成年被後見人の法定代理人、②開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人により行うことができる。

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・事業者は、保有個人データの開示等の請求等に関し、本人に過重な負担を課すものとならない範囲において、以下の事項について、その請求等を受け付ける方法を定めることができる。
  - (ア) 開示等の請求等の申出先
  - (イ) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式、その他の開示等の請求等の受付方法
  - (ウ) 開示等の請求等をする者が本人又はその代理人であることの確認の方法
  - (エ) 保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示をする際に徴収する手数料の徴収方法
- ・本人又はその代理人であることの確認の方法は、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じ、適切なものでなければならず、本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課すものとならないよう配慮しなくてはならない。
- ・事業者は、保有個人データの利用目的の通知、又は保有個人データの開示の請求等を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができ、その際には実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、手数料の額を定めなければならない。
- ・事業者は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置いておかなければならない（Ⅲ 8. 参照）。

## 12. 理由の説明、苦情処理（法第31条、第35条）

（理由の説明）

法第31条

個人情報取扱事業者は、第27条第3項、第28条第3項、第29条第3項又は前条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

法第35条

- 1 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、保有個人データの利用目的の通知の求め、又は保有個人データの開示・訂正等、利用停止等、第三者提供の停止に関する請求に係る措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。
- ・ 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理を行うにあたり、相談窓口の設置や苦情処理の手順を定めるなど必要な体制の整備に努めなければならない。もつとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。



## IV. 匿名加工情報取扱事業者等の義務

### 1. 匿名加工情報

平成27年（2015年）9月に成立した「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）では、改正項目の一つとして「匿名加工情報」という制度が新設された。匿名加工情報は、改正法第36条第1項により、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い加工することとされているが、当該規則ではあらゆる業界の事業者に通ずるような最低限の規律を定め、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第9号。以下、「匿名加工情報ガイドライン」という。）においては、匿名加工情報の定義等とともに、当該規則について解説する内容となっている。

個人情報保護委員会事務局レポートとして、2017年2月に公表されたレポート「匿名加工情報 パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立にむけて」（以下「事務局レポート」という。）は、主に、匿名加工情報を作成するための考え方や手法（法第36条第1項関連）及び識別行為の禁止（法第36条第5項及び第38条関連）、加工方法等情報や匿名加工情報の安全管理措置（法第36条第2項及び第6項並びに第39条）に焦点を当てて、認定団体及び事業者団体等が匿名加工情報の作成に関するルールを検討したり、民間事業者が実際に匿名加工情報を作成したりする際に参考となる事項、考え方を示そうとするものである。

事業者は、匿名加工情報ガイドラインの遵守及び事務局レポートの参照を行い、匿名加工情報の適正な作成と利用に努めなければならない。

## 2. 匿名加工情報の適正な加工（法第36条第1項）

（匿名加工情報の作成等）

### 法第36条

1. 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

### 規則第19条

法第36条第1項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報を復元できないようにするために、規則第19条各号に定める基準に従って、当該個人情報を加工しなければならない。
- ・ 「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工」するためには、加工する情報の性質に応じて、規則第19条各号に定める加工基準を満たす必要がある。

### 【匿名加工情報の作成とは】

匿名加工情報の作成意図をもって、法で規定された匿名加工情報として取り扱うことを目的として匿名加工情報を作成するときのことを指す。

例えば、製薬企業が臨床試験や臨床研究の実施により取得した患者の医療データからなるデータベースを創薬や臨床分野の発展のために、対象の疾患を研究する学会や機関に提供する場合に、データベースにおける個人と紐付いているID番号やイニシャル等を削除し、特定の個人を識別できなくなるようにすることにより、匿名加工情報を作成することができるため、これによって本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者提供が可能となる。

匿名加工情報を作成する意図がなく、かつ、個人情報として取り扱うことを前提にしたデータの加工については、法律上の「匿名加工情報の作成」に該当するものではないため、次のようなデータの加工は、匿名加工情報の作成に該当しない。

- ① 社内での安全管理上、氏名等を削除して扱うデータ
- ② 統計情報を作成するために個人情報を加工したデータ
- ③ 匿名加工情報を作成する途上で発生するデータ

### 【個人情報保護委員会で定める基準】

(1) 特定の個人を識別することができる記述等の削除又は置き換え

○加工の事例：

事例1) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の1から3までの措置を講ずる。

- 1) 氏名の削除
- 2) 住所の削除、又は、〇〇県△△市への置き換え
- 3) 生年月日の削除、又は、日の削除と、生年月への置き換え

事例2) 会員ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の1、2の措置を講ずる。

- 1) 会員ID、氏名、電話番号の削除
- 2) 住所の削除、又は、〇〇県△△市への置き換え

(2) 個人識別符号の削除

加工対象となる個人情報が、個人識別符号を含む情報であるときは、当該個人識別符号単体で特定の個人を識別できるため、当該個人識別符号の全部を削除又は他の記述等へ置き換えて、特定の個人を識別できないようにする。

○加工の事例：

旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等の公的機関が割り振る番号の削除

(3) 情報を相互に連結する符号の削除

○加工の事例：

- 事例1) サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用IDを付すことにより連結している場合、その管理用IDの削除
- 事例2) 委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用IDを付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用IDの仮IDへの置き換え（仮IDを付す場合には、元の記述を復元することのできる規則性を有しない方法でなければならない）
- 事例3) 事業者が臨床試験を実施している医療機関から取得した被験者の試験データにおいて、個人名をID番号に置き換えて保管管理しているデータベースから、当該ID番号を削除すること

#### (4) 特異な記述等の削除

「特異な記述等」とは、一般的なあらゆる場面において特異であると“社会通念上認められる”記述等が該当する。具体的には、「超高年齢」や「症例数の極めて少ない病歴」の他、「超高身長」や「超高収入」等、主に個人に関する基本的な属性に係る記述等が考えられる。「どのような情報のどこからが特異な記述や特異値になるか」ということについては、その情報の項目の性質や集団の大きさ、集団の分布の特徴等を考慮して判断されるべきものである。

##### ○加工の事例：

- 事例1) 症例数の極めて少ない病歴の削除
- 事例2) 年齢が「116歳」という情報の「90歳以上」への置き換え

#### (5) 個人情報データベース等の性質を勘案して講じるその他の適切な措置

加工対象となる個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報データベース等の性質によって、個人情報保護委員会で定める基準(1)から(4)までの加工を施しても尚、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合に、その他の必要な措置を講じる。

##### ○加工の事例：

- 事例1) 移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報（経度・緯度情報）が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報の削除
- 事例2) ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店での購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報（品番・色）を一般的な商品カテゴリーへの置き換え
- 事例3) 小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とす

る場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報への置き換え

### 3. 匿名加工情報等の安全管理措置等（法第36条第2項、第6項、第39条関係）

#### （1）加工方法等情報の安全管理措置

（匿名加工情報の作成等）

法第36条

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。

（加工方法等情報に係る安全管理措置の基準）

規則第20条

法第36条第2項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1)加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2)加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3)加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

#### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・事業者は、匿名加工情報を作成したときは、加工方法等情報（その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。（※））をいう。以下同じ。）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。
- ・当該措置の内容は、対象となる加工方法等情報が漏えいした場合における復元リスクの大きさを考慮し、当該加工方法等情報の量、性質等に応じた内容としなければならないが、具体的に講じなければならない項目及び具体例については、匿名加工情報ガイドラインを参照のこと。
- (※)「その情報を用いて当該個人情報を復元することができるもの」には、例えば、氏名等を仮IDに置き換えた場合における置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ又は氏名と仮IDの対応表等のような加工の方法に関する情報が該当し、「年齢のデータを10歳刻みのデータに置き換えた」というような復元につながらない情報は該当しない。

## (2) 匿名加工情報の安全管理措置等

(匿名加工情報の作成等)

法第36条

- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(安全管理措置等)

法第39条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者又は匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理措置、苦情処理等の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

なお、匿名加工情報には識別行為の禁止義務が課されていることから、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、それを取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないように、匿名加工情報に該当することを明確に認識できるようにしておくことが重要である。そのため、作成した匿名加工情報について、匿名加工情報を取り扱う者にとってその情報が匿名加工情報である旨が一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

#### 4. 匿名加工情報の作成時の公表（法第36条第3項関係）

（匿名加工情報の作成等）

法第36条

- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。

（個人情報取扱事業者による匿名加工情報の作成時における公表）

規則第21条

法第36条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 個人情報取扱事業者が他の個人情報取扱事業者の委託を受けて匿名加工情報を作成した場合は、当該他の個人情報取扱事業者が当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を前項に規定する方法により公表するものとする。この場合においては、当該公表をもって当該個人情報取扱事業者が当該項目を公表したものとみなす。

#### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者は、匿名加工情報を作成したとき（※1）は、匿名加工情報の作成後遅滞なく（※2）、インターネット等を利用し、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- ・ 個人に関する情報の項目が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成する場合には、最初の匿名加工情報を作成して個人に関する項目を公表する際に、作成期間又は継続的な作成を予定している旨を明記するなど継続的に作成されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後に作成される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものと解される。
- ・ 他の事業者との委託契約により個人データの提供を受けて匿名加工情報を作成する場合など委託により匿名加工情報を作成する場合は、委託元において当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。

（※1）ここで「匿名加工情報を作成したとき」とは、匿名加工情報として取り扱うために、個人情報を加工する作業が完了した場合のことを意味する。すなわち、あくまで個人情報の安全管理措置の一環として一部の情報を削除しあるいは分割して保存・管理する等の加工をする場合又は個人情報から統計情報を作成するために個人情報を加工する場合等を含むものではない。

また、匿名加工情報を作成するために個人情報の加工をする作業を行っている途上であるものの作成作業が完了していない場合には、加工が不十分であること等から匿名加工情報として取り扱うことが適切ではない可能性もあるため「匿名加工情報を作成したとき」とは位置付けられない。

（※2）ここでの「遅滞なく」とは、正当かつ合理的な期間であれば公表が匿名加工



情報を作成した直後でなくても認められることを意味する。ただし、少なくとも匿名加工情報の利用又は第三者提供をする前に匿名加工情報を作成したことを一般に十分に知らせるに足る期間を確保するものでなければならない。

#### 【個人に関する情報の項目の事例】

「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した上で、生年月日の一般化、購買履歴から特異値等を削除する等加工して、「性別・生年・購買履歴」に関する匿名加工情報として作成した場合の公表項目は、「性別」、「生年」、「購買履歴」である。

#### 【その他の事項】

- ・人を対象とする医学系研究において、提供元にて匿名化されているものの、提供元にて対応表等の加工方法等情報により特定の個人が識別することができる既存試料・情報を研究対象者等への通知又は公開・公表の手続きで提供を受けた場合には、提供先において、提供元において研究の実施に関するインフォームド・コンセントその他の措置が適切にとられていることを確認（※）するとともに、提供に関する記録を作成して研究終了報告日から5年を経過する日まで保管しなければならない。また、当該研究の実施について以下の事項を公開・公表しなければならない。

なお、提供元において特定の個人を識別できない状態の既存試料・情報又は匿名加工情報や非識別加工情報である既存試料・情報を受領する場合には、提供先において上述の提供元の手続きを確認するとともに、提供に関する記録を作成して上述の通り5年を経過する日まで保管する必要がある。

詳細は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等を参照されたい。

#### （※）確認する方法の事例

- ・口頭で申告を受ける方法
- ・所定の書式に記載された書類の送付を受け入れる方法
- ・ホームページで確認する方法
- ・メールで受け付ける方法

#### 【公開・公表すべき事項】

- ①試料・情報の利用目的及び利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）
- ②利用又は提供する試料・情報の項目
- ③利用する者の範囲
- ④試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

## 5. 匿名加工情報の第三者提供(法第36条第4項、第37条)

(匿名加工情報の作成等)

法第36条(第4項)

4. 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

法第37条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報(自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節について同じ。)を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

規則第22条

1. 法第36条第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2. 法第36条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

規則第23条

1. 前条第1項の規定は、法第37条の規定による公表について準用する。
2. 前条第2項の規定は、法第37条の規定による明示について準用する。

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- ・ 事業者又は匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、提供に当たりあらかじめ、インターネット等を利用し、下記の公表事項を公表しなければならない。なお、「提供」とは、匿名加工情報を第三者が利用可能な状態に置くことをいう。匿名加工情報が物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、第三者が匿名加工情報を利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当たり、インターネット等で公開する行為についても不特定多数への第三者提供に当たる。
- ・ 事業者又は匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対して、事業の性質、匿名加工情報の取扱状況等に応じ、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法など適切な方法により、当該

提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

- ・ 個人に関する情報の項目及び加工方法が同じである匿名加工情報を反復・継続的に第三者へ同じ方法により提供する場合には、最初に匿名加工情報を第三者提供するとき個人に関する項目を公表する際に、提供期間又は継続的な提供を予定している旨を明記するなど継続的に提供されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後に第三者に提供される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものと解される。

#### 【匿名加工情報の第三者提供に関する公表事項】

- ① 第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目  
事例) 「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した上で、生年月日の一般化、購買履歴から特異値等を削除する等加工して、「性別・生年・購買履歴」に関する匿名加工情報として作成して第三者提供する場合の公表項目は、「性別」、「生年」、「購買履歴」である。
- ② 匿名加工情報の提供の方法  
事例 1) ハードコピーを郵送  
事例 2) 第三者が匿名加工情報を利用できるようサーバにアップロード

## 6. 識別行為の禁止（法第36条第5項、第38条関係）

（匿名加工情報の作成等）

### 法第36条

5. 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

### 法第38条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第36条第1項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

### 【本規定により遵守すべき事項等】

- 匿名加工情報を取り扱う場合には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。なお、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合には照合は禁止されない。
  - (ア)事業者が自ら作成した匿名加工情報を取り扱う場合
    - 自らが作成した匿名加工情報を本人を識別するために他の情報と照合すること。
  - (イ)匿名加工情報取扱事業者が他者の作成した匿名加工情報を取り扱う場合
    - 受領した匿名加工情報の加工方法等情報を取得すること。
    - 受領した匿名加工情報を本人を識別するために他の情報と照合すること。
- 照合用いられる「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的をもって行う行為であれば、個人情報及び匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

### 【識別行為に当たらない取扱いの事例】

- 事例1) 複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。  
事例2) 匿名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、金融商品等の取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。

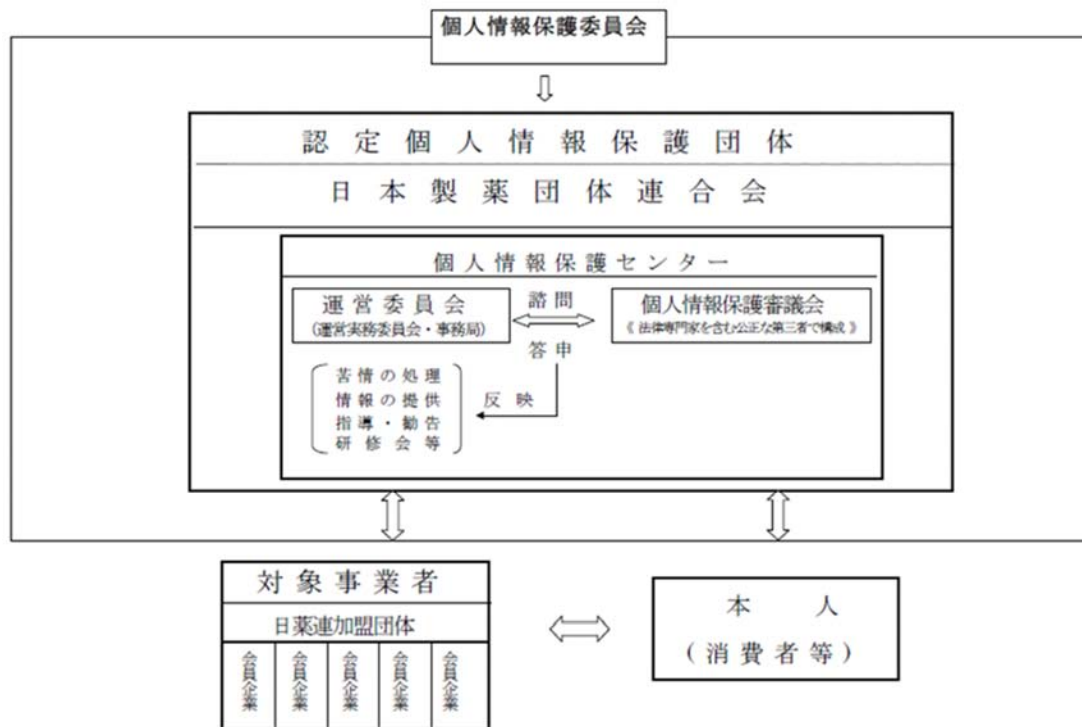
### 【識別行為に当たる取扱いの事例】

- 事例1) 保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別して

これらを照合すること。

事例2) 自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

【別表1】 日薬連における個人情報保護のための体制の概要



## 【別表2】 利用目的の例

次の利用目的など、当社の医薬品製造及び販売の事業のために個人情報を利用する。

1. 医師、歯科医師、薬剤師、薬局・薬店その他の医療関係者の方に関する個人情報の利用目的
  - ・医薬品の適正使用に関する情報の提供・収集
  - ・医薬品の品質、安全性又は有効性に関する情報の提供・収集
  - ・医学・薬学分野における調査・研究
  - ・医療情報・学術情報の提供・収集・検討
  - ・医療関係者のためのインターネット・サイトの会員認証及び会員への連絡
  - ・治験、製造販売後調査等の依頼及び実施
  - ・官公庁への届出・報告
2. 広報部、くすり相談室その他の会社窓口のご利用者の方に関する個人情報の利用目的
  - ・ご相談、ご連絡等の内容の検討、調査及び対応
  - ・製品の製造販売業者、製造業者、販売業者、医療関係者等への連絡・提供
  - ・官公庁への届出・報告
3. 株主の方に関する個人情報の利用目的
  - ・会社法に定められた義務の履行及び株主権利のご行使への対応
  - ・株主優待その他の配布物の送付
4. 採用応募者の方に関する個人情報の利用目的
  - ・採否の検討及び決定
5. 従業員に関する個人情報の利用目的
  - ・勤務、給与の支払い、人事、評価、能力開発、福利、安全衛生などの管理
  - ・労働組合、共済会、健康保険組合、子会社及び関係会社への連絡・提供
  - ・官公庁への届出・報告

以上

※上記は例にすぎず、各事業者は、実際の利用目的、そして、自らの事業形態や製商品等に照らして必要とされるものを検討・特定し、通知又は公表ないし明示することになる。

本書の内容を無断で複写・転載することを  
禁じます。

## 製薬企業における 個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン

平成17年1月20日 初版発行  
平成21年2月20日 改訂版発行  
平成29年5月30日 改訂版発行

編 集 日本製薬団体連合会  
個人情報委員会

発 行 日本製薬団体連合会  
〒103 - 0023  
東京都中央区日本橋本町3 - 4 - 18  
電話 (03) 3270 - 0581